政令第二百三十九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 地方税法及び 航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第二号) の 一 部 の施

行に伴い、 及び地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の規定に基づき、この政令を制定する。

地 方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目 次中 「第六条の二十二」を「第六条の二十二の十三」に改め、 「一第六十条」を削

第六条の十四第一 項 中 「第七百六条の二第二項において」の下に「その」を加え、 同項第一号中

を削 り、 同条第二項中 「第七十三条の二第八項」を 「第七十三条の二第九項」 に改める。

第六条の十七第一 項第四号中 「で条例」を「であつて、 条例」に改め、 同条第二項中第七号を削り、

号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 軽油引取税

第六条の十七第二項第九号中 「で条例」を「であつて、 条例」に改める。

第六条の二十二中「前条まで」の下に「及び次条から第六条の二十二の十三まで」を、 「及び」の下に「

第一章第十六節の規定並びに」を加える。

第一章中第六条の二十二の次に次の十二条を加える。

(領置物件等の封印等)

第六条の二十二の二 当該徴税吏員 (法第二十二条の三第一項に規定する当該徴税吏員をいう。以下この章

に おいて同じ。)は、物件の領置、 差押え又は記録命令付差押え(法第二十二条の四第一 項に規定する記

により、 領置、 差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

以下この章において同じ。)をしたときは、これに封印をし、

又はその他の方法

録命令付差押えをいう。

(臨検等に係る許可状請求書の記載事項等)

第六条の二十二の三 法第二十二条の四第四項に規定する許可状 (以下この条において 「許可状」という。

の請求は、 次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名
- 一 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 臨検すべき物件若しくは場所、 捜索すべき身体、 物件若しくは場所、 差し押さえるべき物件又は記録

させ、 六号及び第六条の二十二の七第二項において同じ。)及びこれを記録させ、 若しくは印刷させるべき電磁的記録 (法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。 若しくは印刷させるべき者 第

兀 請 求者 この官職 氏名

五. 許可 状が七日を超える有効期間を必要とするときは、 その旨及び事

由

法第二十二条の四第二項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記

録媒体であつて、 その電磁的記録を複写すべきものの範囲 六

七 日没から日出までの 間に臨 検、 搜索、 差押え又は 記録命令付差押えをする必要があるときは、 その旨

及び 事 由

2 当該 徴 税吏員は、 参考人の身体、 物件又は住居その他 の場所の捜索のための許可状を請求する場合 には

差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければなら

な

3 当該 徴税吏員は、 郵便 物、 法第二十条第四項に規定する信書便物又は電信についての書類で法令の 規定

に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、 又は所持するもの (犯則嫌疑者から発し、 又は犯則嫌疑者に対

して発したものを除く。)の差押えのための許可状を請求する場合には、 その物件が犯則事件 (法第二十

二条の三第一項に規定する犯則事件をいう。 第六条の二十二の十三において同じ。 に関係があると認め

るに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(間接地方税の範囲)

第六条の二十二の四 法第二十二条の七第一項に規定する政令で定める地方税は、 次に掲げる地方税とする。

- 一 道府県たばこ税
- 一 ゴルフ場利用税
- 四 市町村たばこ税

 \equiv

軽

油

莂

取税

- 五 入湯税
- 六 前各号に掲げる地方税に類する道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税で
- あつて、条例で指定するもの
- (領置目録等の記載事項)

第六条の二十二の五 当該徴税吏員は、 法第二十二条の十五の規定により作成する領置目録、 差押目録又は

記 録命令付差押 目 録に、 領置、 差押え又は記録 命令付差押えをした物件の 品名及び数量、 その 日 時 及 公び場

所並びに当該物 件 の所持者の氏 名及び 住所又は居所を記載しなけれ ばなら な

(領置物件等の処置)

第六条の二十二の六 当該徴税吏員は、 法第二十二条の十六第一項の規定により領置物件、 差押物件又は記

録 命令付差押物件をその所有者その他当該徴税吏員が適当と認める者に保管させたときは、 その旨を領置

差押え又は記録命令付差押えの際に おける当該物件 の所持者に通知しなければならない。

2 地 方 団 体 の長は、 法第二十二条の十六第二項の規定に より領置物件 又は 差押物件 (以下この条及び第六

条 の二十二の十二において「領置物件等」という。)を公売に付するときは、 次に掲げる事項を公告しな

ければならない。

- 一 公売に付そうとする領置物件等の品名及び数量
- 二 公売の日時、場所、方法及び事由
- 三 買受代金の納付の期限

四 保証金に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、公売に関し必要な事項

3 法第二十二条の十六第二項の規定による公売については、 前項に規定するもののほ か、 その性質に反

な い限り、 国税徴収法第五章第三節第二款 (第九十六条を除く。) の規定の例による。

4 法第二十二条の十六第二項の規定により公売に付される領置物件等については、 徴税吏員及びその所有

者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。

5 地方団体の長は、 法第二十二条の十六第二項の規定により領置物件等の売却代金を供託したときは、

当

該供託に係る領置 .物件等の知れている所有者、 所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとする。

〔還付の公告等〕

第六条の二十二の七 法第二十二条の十七第二項の規定による公告は、 次に掲げる事項についてするものと

する。

7

7

「還付物件」という。

法第二十二条の十七第二項に規定する領置物件、 差押物件又は記録命令付差押物件 (以下この項にお

を還付することができない旨

- 二 還付物件の品名及び数量
- 三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所
- 四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所
- 五. 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、 還付物件は、 還付物件を領置、 差押え又は

記録命令付差押えをした当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属する旨

法第二十二条の十八第二項において準用する法第二十二条の十七第二項の規定による公告は、

次に掲げ

る事項についてするものとする。

2

法第二十二条の十八第一項に規定する記録媒体 (以下この項において 「交付等物件」 という。) を交

付し、 又は当該交付等物件に記録された電磁的記録を複写させることができない旨

- 二 交付等物件の品名及び数量
- 三 差押えの年月日及び場所
- 四 差押えを受けた者の氏名及び住所又は居所
- 五. 公告の日から六月を経過しても法第二十二条の十八第一 項の規定による交付又は複写の請求がないと

交付等物件を交付し、 又は当該交付等物件に記録された電磁的記録を複写させることを要しない

旨

(鑑定に係る許可状請求書の記載事項)

第六条の二十二の八 法第二十二条の十九第四項に規定する許可状(第六号において「許可状」という。)

の請求は、 次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名
- 一 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 破壊すべき物件
- 四 鑑定人の氏名及び職業
- 五 請求者の官職氏名
- 六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、 その旨及び事由

(夜間執行の制限を受けない地方税)

第六条の二十二の九 法第二十二条の二十第一項ただし書に規定する政令で定める地方税は、 次に掲げる地

方税とする。

- 一 ゴルフ場利用税
- 二 軽油引取税
- 三 入湯税

兀 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、 条例で指定するもの

(調書の記載事項)

第六条の二十二の十 当該徴税吏員は、 法第二十二条の二十四各項に規定する調書に、 質問、 検査、 領置、

臨 検、 搜索、 差押え又は記録命令付差押えの事実、 日時及び場所並びに質問の 調書にあつては答弁の要領

及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。

(通告の方法等)

第六条の二十二の十一 法第二十二条の二十八第一項の規定による通告(以下この項及び次項において 「通

告」という。)は、 通告を受けるべき者に使送、 配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する

法律 (平成十四年法律第九十九号) 第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定

する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして 総務省令で定めるもの の方法により法第二十二条の二十八第一項に規定する書面を送達して行う。 この場

合において、

使送の方法によるときは、

その受領証を徴さなけれ

ば

ならない。

2 べ き者の氏名及び住所又は居所、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 書面には、 法第二十二条の二十八第一項に規定する理由及び納付すべき旨のほ 犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間 か、 通告を受ける 及び

場所を記載しなければならない。

3 用 する。 法第二十二条の二十八第一項及び この場合において、 前 項中 前二項の規定は、 「場所」 とあるの は、 同条第三項の規定による更正を行う場合について準 場所並 びに同条第三項の規定による更正 の内

容

及び

理由」

と読み替えるものとする。

4 項の規定により当該徴税吏員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合には、 法第二十二条の二十八第一項に規定する没収に該当する物件が当該徴税吏員又は法第二十二条の十六第 法第二

十二条の二十八第 一項の規定による納 付は、 当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

(犯則の心証を得ない場合の供託書の交付)

第六条の二十二の十二 地方団体の長は、法第二十二条の三十一の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則

嫌 疑者に通知する場合において、 法第二十二条の十六第二項の規定により供託 した金銭があるときは、 供

託 書の 正本に供託金を受け取るべ き事 由を証する書面を添付し、 これを領置又は差押えの際における領置

物件等の所持者に交付しなければならない。

(書類の作成要領)

第六条の二十二の十三 犯則事件の調査及び処分に関する書類 (法第二十二条の四第一項若しくは第三項、

第二十二条の五第一項若しくは第二項又は第二十二条の十九第四項の許可状の請求に関する書類を除く。

には、 毎葉に契印 しなければならない。 ただし、 その謄本又は抄本を作成するときは、 契印に代えて、

これに準ずる措置をとることができる。

2 犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、 削り、 又は欄外に記入したときは、 その範

进 を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。 ただし、削つた部分は、これを読むことが

できるように字体を残さなければならない。

第七条中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第七条の二第二項中 「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、 (以下」の下に「この条から第

七条の十五の三までにおいて」を加える。

第七条の三 第二項中 「控除: 対象配 [偶者] を 「同 一生計配偶者」 に改める。

第七条の三の三の見出し中 「控除対象配偶者」を 「同一生計配偶者」に改め、 同条第一項中 「規定する控

除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者」に、 「規定によつて」を「規定により」に改め、 同項ただし

書中 「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に、 「控除対象配偶者」 を 同 生計配偶

者」 に改め、 同条第二項中 「控除対象配偶者」を 「同一生計配偶者」 に、 「によつて」を 「により」 に改め

る。

第 七 条の五 第一項中 「六月をこえる」を「六月を超える」 に改め、 同項ただし書中 に あつては」 を「に

お いて」に、「こえる」を「超える」に改め、 同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、 同条第三項

中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第七条の十三第二項中 「第三十四 条第一 項第一号」を 「第三十四条第一項 (第一号に係る部分に限る。)

に、 「ついては、 次に定めるところによる」を「ついては、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各

掲げ 象 配 その」を「場合 者」に、 号に定める所得割の納税義務者の親族とする」に改め、 偶者」 る場合の区分に応じ、 「場合には、 を 同 その」に改め、 生計 その」を 配 それぞれイ又はロに定める所得割の納税義務者」 [偶者] 「場合 に、 「の親族とする。」を削り、 「場合には、 その」に改め、 次に定めるところによる。 同項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶 $\overline{\mathcal{O}}$ 親族とする。 同号ロ中「場合には、 を削っ に改め、 を り、 「場合 これらの」を「場合 同項 同号イ中 第二号中 次 0 「場合に 1 文は 控控 は、 除 ロに 対

第七条の十五の三中「同年」を「前年」に改める。

これらの」に改め、

「の親族とする。

を削る。

第七条 第七条の \mathcal{O} 十五 十六の見出し中 の十二第三号中 「控除: 「第三十四 対象配 偶者等」 第 一項第五号ハ」 を 同一 生計配偶者等」 を「第三十四条第一 に改め、 項第五号ハ」 同条中 控除対象配 に改める。 偶者

」を「同一生計配偶者」に改める。

 \mathcal{O} 条及び次条におい 第七条の十九第二項中「にあつては」を「には」に、 外国 の所得税等 て **当** 「指定都市」 該年の」 を という。 「外国 [の所得税等 _ を加え、 _0 に改め、 同条第七項中 以下この項及び第四項」を「。 同 条第三項中 適用する。 「の市」の下に この場合において」 以下この条」に 「(以下こ

を 「適用するものとし」 に改め、 道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか」 を削

り、同項に次のただし書を加える。

ただし、 市 町 村 長に お 1 て 特 別 の事 情が あると認め るときは、 この 限 りで な

第七条の + 九第七 項を同り 条第九項とし、 同 条第六 項中 \mathcal{O} 納税 義務者 0 下に 当 該 年 -度の」 を加え、

前 年度以前の年度」を「これらの各年度」 に改め、 同 項を同条第八項とし、 同条第五項を同条第七項とし

、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 所得 割 \mathcal{O} 納 税 義 務者 が 賦 課 期 日 現在 にお いて指定都 市 の区域内に住 所を有する場合には、 前 年 以前三 年

内 \mathcal{O} 各 年 (その 翌. 年 \dot{O} 月 日 に · 指 定 都 市 以 外 \mathcal{O} 市 町 村 \mathcal{O} 区域 内 に 住 所を 有 L た年に限 る。 以下この 項 E

お 1 7 同 Ľ, 0 前 頃に 規定す る道 府 県民 税 \mathcal{O} 控除 余 裕 額 は、 同 項 \mathcal{O} 規 定に か か わ らず、 同 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ

り 計 算 L た額から当該前 年以前三年内 の各年 \mathcal{O} 玉 税 の控除に 限度額 0 百分の六に相当する額を控除 L た額

当該額 が 零に満たない場合には、 零) とし、 前 年 以前三年内の各年の同項に規定する市 町 /村民 税 の控 除 余

裕 額 は、 同 項 \mathcal{O} 規 定に カン か わらず、 同 項 \mathcal{O} 規定に より計 算 L た額 に当 該 前 年以 前 三年 内 \mathcal{O} 各年 \mathcal{O} 玉 税 \mathcal{O} 控

除 限 度額の百分の六に相当する額 (当該額が当該前年 以前三年内の各年の 同 項 0 規定によ 5り計算 L た同 項

に規定する道府県民税の控除余裕額を超える場合には、 当該道府県民税の控除余裕額) を加算した額とす

る。

6 所 得 割 \mathcal{O} 納 税義 務者が 賦課期 日 現在 にお いて指定都市以外の市町村 の区域内に住所を有する場合に お V

て、 前年 以 前三年 内の各年 (その翌年の一 月一 日に指定都市の区域内に 住所を有した年に 限る。 以下この

項に おいて同じ。 (T) 第四項の規定により計算した同項に規定する市 町村民税の控除余裕額が当該前 年以

前 三年 内 の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額を超えるときは、 当該 前 年 以前三年内 の各

年 \mathcal{O} 同 項に 規定す んる道・ 府県民税 の控除・ (余裕額) は、 同 項 0 規定に、 か か わらず、 同項 の規定に により 計 算 L た額

に当該 超 え る部 分の 額 を加 算し、 た額とし、 当該 前 年 以 前 三年 内 \mathcal{O} 各年 . (T) 同 |項に規 定す る市 町 村 民 税 \mathcal{O} 控除

余 裕額 は、 同 項 0) 規定に かかわらず、 当該前年以前三年内 の各年 の国 税 (T) 控除限度額 0 百分の 十八に 相 当

する額とする。

第八条第一項中 「によつて」を「で」 に改め、 同条第三項中 「第七項」を「第十一項」に改め、 同 条第四

項中 「によつて」 を 「により」 に改め、 同 条第七項を同条第十一 項とし、 同条第六項中 「によつて」 を「に

より」 に改め、 同項を同条第十項とし、 同条第五項の次に次の四項を加える。

特定滞 らず、 市 定道府県民税」という。) 7 第四十二条第三項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金 た 村 行区域の全部又は 市 お る場合には 町 7 同 町 日 が税率変更年度 指定 村 村に納付又は納入のあつたものをいう。 て同じ。 (以下この 第 都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合には、 0 納道府県民税に係る地方団体の徴収金 区 域 号に掲げる合算額を第二号に掲げる割 12 住 の全 移行 以前 項 所 一部又は 及び を有 日 (指 部 の属する年度) 0) 定都市 次項に対 が指定都市以外 年度の収入となるべ L た納 部か に係る地方団 税 以 お 義 ら指定 外 1 務者 7 の市 をいう。 に対 都市 移行 の市町村 町 体の 村 きも して の区域 日 \mathcal{O} 徴収 以下この項において同じ。) 以下この項に 区 (賦課期日現在にお とい 域 税 の区域の全部又は のとして課され 率 合で按分して算定した額とする。 金のうち、 の全部又は一部となつた区域をいう。 の全部又 変更前. う。 は 年度 おいて同 \mathcal{O} 属す 税率変更年度以後の収入となるべき分として 部 た個 (税· る年 いて移行区域 が 一部となつた場合における第 ľ 人 率 指 -変更年 0 度の 定都 道 翌年 |府県| の額は、 か 市 ら五年度間 \mathcal{O} 民 度 区 \mathcal{O} (移行 税 前 域 (移 前各項の規定にか $\widehat{\mathcal{O}}$ ただし、 年 (第二 -度をい 日 行 全 部 に指定都市 0 以下この 日 一号に 各月 又は が 移行 う。 匹 八項の 12 な 月 項 日 第 お 部となっ のうち、 1 E 以外の 後 7 日 いく 規定 に移 か 号に て法 市町 お で 「 特 わ あ 7

の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額については、 この限りでない。

て市 定市 税率変更前年度以前 町 村 当該各月 民税 町村民税」という。 町村に納付又は納入のあつたものをいう。)との合算額 に係 の前 る 地 月中に納付 方 団 の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税 体)に係る地方団体の徴収金のうち、 \mathcal{O} 徴 又 収 は納入の 金 (賦 あ 課 期 つた特定滞 日 現 在 に :納道· お į١ て移行 府県民 税率変更年度以後の収入となるべき分とし (督促手数料及び滞納処分費を除く。) 税に係る地方 区域に住 |所を有 団体の徴収 した納税 (次号にお 義務 金と特定滞納市 者に対が いて して 「 特

額と指定都 税率変更年 市 が徴収 度 の四 ずべ 月 き特定 日現在において算定 市 町 村民 税 \mathcal{O} 課税 した指定都市が徴収すべき特定道府県民税 額 \mathcal{O} 合計 額 عَ 0) 割 合 0 課税額の合計

7 内 に二以上ある場合における前項の規定の適用については、 移行 日 が 同 0 計算 期 間 (毎年 匹 月二日 から翌年四 月 日まで 同項中 0 期間 「(指定都市」とあるのは を 7 、 う。 第九項に おい · _ 「(同一の 同

は、 次項に規定する計算期間内の移行日 という。 移行日の属する年度)」)」とあるのは 「同じ。) とあるのは (指定都市」と、 のうち最も早い 「翌年度」と、 . 日 日 「移行日に」 と、 とあるのは 「翌年度 とあるの (移行 「日をいう。」 は 日が 「当該計算期間 兀 月 日で ある場 内 「移行日 \mathcal{O} 移行 合に

8 た 日 村 る場合には、 が 指定 税率変更年 (以下この項 都市 O区域 移行日の属する年度)をいう。以下この項において同じ。) 度 及び次項において「移行日」という。) の全部又は一 (指定都 市 \mathcal{O} 部が指 区域 Ó 全部 定都市以外 又は の市 部 が指定都市 町 村 の属する年度の の区域 以外 の全部又は一部となった場合には、 *(*) 市 町 翌年度 ·村の から五年度間 区 域 (移行 の全部 日が四 の各月において法 又は 月 部とな 日 であ 市 町

特定滞 の全部 又は 納道府県民税に係る地方団体の 部 か :ら指: 定都市 以外 の市 徴収金 町 村 \mathcal{O} 区域 (賦課期 の全部又は一 百現在にお 部となつた区域をいう。 いて移行区域 (移行 日 に指定都 以下この 項 市 の区域 に お V

第四十二条第三項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金

のうち、

お 7 いて同じ。) 同 に住所を有し 以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税 た納税義務者に対 して税率変更前年度 (税率変更年度の前年度をいう。 (第二号にお れいて 第 号に 「 特

定道府県民税」という。) に係る地方団体の徴収金のうち、 税率変更年度以後の収入となるべき分として

市 町 村に納付又は納入の あつたものをいう。 以下この項において同じ。) の額: は、 第一 項 から第五項 くまで

 \mathcal{O} 規定にかかわらず、 第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。 ただし

定 \mathcal{O} 移行 適用を受ける 日後に移行区域の全部又は一部が指定都市 特定 滞 納道 府 県民税に係る地方 寸 の区域の全部又は一部となつた場合における第六項の規 体 \mathcal{O} 徴収 金 \mathcal{O} 額に 0 **\ ては、 この 限 りでない

て市 定市 町 税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税 村 当 町 該 町 民 村 税 村民税」 各 に納 に係る 月 0 付 る 前 文は 地 という。 月中 方 団 納入のあ に 納 体)に係る地方団体の徴収金のうち、 0 付 徴 又 つ 収 は たも 金 納 入 (賦 \mathcal{O} のをいう。 課期 あ つた特定 日現在 との合算額 に 滞 お 納 道 į١ 府県民 て移行 税率変更年 (督促手数料及び滞納 区域に 税 に 係 住所を有 る 度以後の収入となるべき分とし 地 方 団 体 した納税 0 徴 処分費を除く。) (次号において 収 義務者に対 金と特定滞 「 特 して 納 市

課税 税率 額 一変更年 \mathcal{O} 合計 度 額 と指定都 0 兀 月 市 日現 以 外 在 の市 に お 町 7 村が徴 て算定 収 L た指 すべ |定都 き特定市 市 以 外 町 村 \mathcal{O} 民 市 税 町 村 \mathcal{O} 課税 が 徴 収 額 すべ \mathcal{O} 合計 き特定道 額 との 府県民 割 合 税 0

市 を いう。 移行 とあるのは 日 と、 「が 同 日である場合には、 \mathcal{O} 計算 「移行日」という。)」 (同 期間内に二以上ある場合における前項の の前項に規定する計算期間内 とあるのは の移行日 同 とあるのは 規定の適用については、 (指定都市」と、 のうち最も早い 日 日 と、 同 とあ 項中 「翌年度 るのは (指定都 (移行 日

9

日

が

匹

月一

移行日

の属する年度)」

「翌年度」と、

「移行日に」

とあ

るの

は 「当該計算期間内の移行日に」と、 「移行日後に」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移

行日に係る」とする。

第三十五 一条の十五 の見出し中 「犯則取締り」を 「犯則事件の調査及び処分」に改め、 同条中 「ついては」

の 下 に 第六条の二十二の二から第六条の二十二の十三までの規定にかかわらず」を加え、 「収税官吏」

を「国税庁、 国税局若しくは税務署の当該職員」に、 「国税犯則取締法施行規則 (明治三十三年勅令第五 +

「第七条ノ二第一号中 \Box を「第五十一条第一号中「課される」に、 「消費税及地方消費税ノ」 を 「課さ

を「国税通則法施行令第十章

(第四十六条を除く。)

の規定」に

れる消費税及び地方消費税の」に改める。

二号)の規定

(第一条の規定を除く。)」

第三十六条の二の三の 見出、 し中 「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十二項」に改め、 同条

中 「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十二項」に、 「の保留地予定地」を「に規定する保留

地予定地等」に改める。

第三十 九条の八中 「法第七十三条の二第十項」 を「法第七十三条の二第十一項」に、 「によつて」を「に

より」 に改め、 「おける当該仮換地等」 の下に「である土地」を、 「上欄に掲げる」の下に 「法の」を、

字句は、」の下に「それぞれ」を加え、 「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条の表を次のように改め

第七十三条の十五の二第	土地に	土地に対応する第七十三条の二第十
二項		一項に規定する仮換地等(第七十三
		条の二十四及び第七十三条の二十八
		第一項において「仮換地等」という
		°) }
第七十三条の二十四第一	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
項		
第七十三条の二十四第一	の上	に対応する仮換地等の上
項第一号		
第七十三条の二十四第二	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
項		

に対応する仮換地等の上	の上	
のうち		
の譲渡する住宅の用に供されるもの	で	項
土地でそれに対応する仮換地等がそ	その譲渡する住宅の用に供する土地	第七十三条の二十八第一
		項及び第四項
土地に対応する仮換地等に	土地に	第七十三条の二十四第三
		項第一号
に対応する仮換地等の上	の上	第七十三条の二十四第二

第三十九条の十一中「に掲げるとおり」を「の各号のいずれにも該当すること」に改め、 同条第一号イ中

「においては」を「には」に改め、同条第四号中「において準用する国税犯則取締法 (明治三十三年法律第

六十七号)」を「第二十二条の二十八第一項」に改め、 (科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)

」を削る。

第四十三条の七中「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第二号ロ中「以下この号」を「ホ」に改め

十七 準用する国税犯則取締法」を「第二十二条の二十八第一項」に改め、 くは法第二十二条の二十八第一項」に改め、 第四十三条の八第六号中「せず」を「せず、」に改め、同条第十二号中「第百四十四条の五十四において 同号ニ中「国税犯則取締法 を加え、 条第一項、 関税法第百三十八条第一項」に改め、 に おいて準用する場合を含む。)」を「)第十二条において準用する場合を含む。 (法において準用する場合を含む。)若しくは関税法」を「国税通則法第百五 「(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)」 (昭和三十二年法律第三十七号) 」 同条第十四号中「しない」を「しなか の 下 に を削る。 「第十四) 若し

第一 準用する場合を含む。)の」を「第十二条において準用する場合を含む。)若しくは法第二十二条の二十八 法 第四 項の」に改め、 を 十三条の九第六号中 国 税通則法第百五十七条第一項、 「(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)」を削る。 「国税犯則取締法 関税法第百三十八条第一項(とん税法第十四条」に、 (法において準用する場合を含む。) 若しくは関税法 に (とん税 において

つた」に改める。

ず、」 四十三条の十中 に改め、 同条第十一号中 「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、 「第百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法」 同条第五号中「せず」を「せ を「第二十二条

の二十八第一項」に改める。

て準用す 第四十三条の十二第五号中 る国 **国税犯則**1 取 協法」 を「第二十二条の二十八第一項」に改め、 「せず」を「せず、」に改め、 同条第十一号中 同条第十三号中「しない」を 「第百四十四条の五十四におい

かつた」に改める。

告処分を除く。)」を削り、 三十八条第一項 を 用する場合を含む。)若しくは法第二十二条の二十八第一項の」に改め、 いて準用する場合を含む。) 若しくは関税法 に掲げる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、 第四十三条の十五第一項、第七項及び第十三項中「においては」を「には」に改め、 「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、 (とん税法第十四条」に、 同項第五号中「場合」を「とき」に改め、同条第十六項中「次に掲げる場合」 「において準用する場合を含む。) (とん税法」を 同項第三号中「場合」を「とき」に改める。 「国税通則法第百五十七条第一 同項第三号中 (科料に相当する金額に係 \bigcirc 「国税犯則取締法 を「第十二条に 同条第十五項中「次 項、 関税法第百 お (法にお ** \ る通 て準

第四十六条中 「第二百九十二条第一項第九号」を 「第二百九十二条第一 項第十号」 に改める。

第四十六条の二第二項中 「控除対象配偶者」を 「同一生計配偶者」に、 「で前年」を「で当該年度の初日

の属する年の前年 (以下この条から第四十八条の六の二までにおいて「前年」という。) に改める。

第四十六条の二の二第二項中 「控除対 象配偶者」 を 同 生計配偶者」 に改める。

第四十六条の三の見出 L 中 控控 除 対象 配 偶 者」 を 同 生計配 [偶者] に改 め、 同条第 項 中 規定す る控

除対 象配偶者」を 規定する同一生計配偶者」に、 「規定によつて」 を 「規定により」に改 め、 同 項ただ

者 に改め、 同条第二項中 「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、 「によつて」を「により」 に改め

る。

書中

「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に、

「控除対象配偶者」

を

同

生計

配

偶

条第三項 第 匹 十 0 七条の三の見出 市 町 村 に、 し中 「法第二百九十五条第三項」 「に規定する」を _ の _ を に改め、 「同項」 同条第一号中 に、 控除対象配偶者」 「市町村」 を を 「法第二百 同 生計 九 十五 配 偶

者」に改める。

部分に限る。)」に、 に応じ、 第四十八条の六第二項中 当該各号に定める所得割の納税義務者の親族とする」に改め、 「ついては、 「第三百十四条の二第一項第一号」を「第三百十四条の二第一項 次に定めるところによる」 を 「ついては、 同項第一号中 次の各号に掲げる場合の区分 「控除対象配偶者」 (第一号に係る を

中 二号中 次のイ又は 「同一生計配偶者」に、「場合には、その」を「場合 「場合には、 「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、 ロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める所得割の納税義務者」に改め、 その」を「場合 その」に改め、 「の親族とする。」を削り、 「場合には、次に定めるところによる。 その」に改め、 「の親族とする。」を削り、 同号ロ中「場合には、 」を 「場合 同項第 同号イ これら

のように改める。 第四十八条の七第一項中「定める保険料又は掛金について」の下に「、それぞれ」 を加え、 同項後段を次 \bigcirc

を「場合

これらの」に改め、

「の親族とする。」を削る。

この場合において、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄 に掲

げる字句に読み替えるものとする。

法第三百十四条の二第八項第一号	同条第八項第一号	第七条の十五の三第一項
第三百十四条の二第八項第二号ニ	第三十四条第八項第二号ニ	第七条の十五の二各号
第三百十四条の二第八項第一号ハ	第三十四条第八項第一号ハ	第七条の十五第二号
第三百十四条の二第八項第一号イ	第三十四条第八項第一号イ	第七条の十五第一号

第三百十四条の二第一項第五号の三	第三十四条第一項第五号の三	第七条の十五の六各号
第三百十四条の二第八項第一号ハ	第三十四条第八項第一号ハ	第七条の十五の五第二号
第三百十四条の二第八項第一号イ	第三十四条第八項第一号イ	第七条の十五の五第一号
第三百十四条の二第八項第三号	第三十四条第八項第三号	第七条の十五の四第二号
第三百十四条の二第一項第五号ロ	第三十四条第一項第五号口	第七条の十五の四第一号
法第三百十四条の二第八項第四号	同条第八項第四号	第七条の十五の三第三項
法第三百十四条の二第八項第三号	同条第八項第二号	第七条の十五の三第二項

第四十八条の七第三項中「要件について」の下に「、それぞれ」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句に読み替えるものとする。

第七条の十五の九第四項	同項第一号ハ	法第三百十四条の二第八項第一号ハ
第七条の十五の十二第一	第三十四条第八項第一号イ	第三百十四条の二第八項第一号イ
号		

-	法第三百十四条の二第八項第四号イ	同項第四号イ	第七条の十五の十三
	第三百十四条の二第一項第五号ハ	第三十四条第一項第五号ハ	号
	第三百十四条の二第八項第一号ハ	第三十四条第八項第一号ハ	第七条の十五の十二第三
			号
	第三百十四条の二第八項第一号ロ	第三十四条第八項第一号口	第七条の十五の十二第二

第四 十八条の七第五項中 「控除対象配偶者」 を「同 一生計配偶者」 に改める。

第四十八条の九の二第二項中 「この項及び第五項」 を 「この条」に、 外国 \mathcal{O} 所得税等 (当該年の」 を「

う。 外国 \mathcal{O} 所得税等 を加え、 \bigcap 同条第八項中 に改い め、 同条第四 四項中 適用する。 (T) この場合において」 市 の 下 に (第六項及び第七項にお を 「適用するものとし」 いて 「指定都市 に改め、 とい 市

町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか」を削り、 同項に次のただし書を加える。

ただし、 市 町村長において特別の事 情が あると認めるときは、 この限りでない。

加え、 第四 十八条の 「前年度以前の年 九 の二第八項を同条第十項とし、 度」 を「これらの各年度」 同条第七 に 改め、 項中 同項を同条第九項とし、 $\overline{\mathcal{O}}$ 納税義務者 0 下に 同条第六項を同条第八 「当該年度の」 を

項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 村民税 を控除 内 定 年 同 お 項の に 内 7 \mathcal{O} 所 ょ 得 て 各 \mathcal{O} ŋ 同 した額 規定により計算した額から当該前年以前三年内 各 \mathcal{O} 年 割 `控除^ 計 ľ 年 \mathcal{O} (そ 納税 \mathcal{O} 算 玉 余裕 \bar{O} L (当該額が 翌. た 税 0) 義 短額は、 前項に 前 年 務者 の控 Ò 項に規定する道 除 が 零に満たない場合には、 限 同 月 賦 規定する道府県民税 度額 課期 条第 日 \mathcal{O} 匝 に 日 指定 項の 百 現在 府 分 県民 規定に 都市 にお 0 六に相当する 税 いて指定都 以 か 外 \mathcal{O} \mathcal{O})控除 控 か \mathcal{O} 零) 除 市 わらず、 余裕 余裕 町 額 市 とし、 村 の各年の の区域内に住所を有する場合には、 0 額 額を超える場 (当該 同 は、 区域 項の 前年 国税 第七条 内 額 が 規定により計算 に 以前三年内の各年の前 当 住 の控除限度額 合に 該 \mathcal{O} 所を 前 + 年以 は、 九第 有 L 当該道 前 兀 た年に限 項 三年 した額に当該 の百分の六に相当す $\widehat{\mathcal{O}}$ 府 内 規定 る。 県民税 \mathcal{O} 項に規定する市 各年 に カュ 以下この 前年以前三年 カン 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 控除 年 わ 同 以 5 項 余裕 る額 項に \mathcal{O} 前 規 町

7 て、 項におい 所得 前年 割 て同じ。 以 の納 前三年 税義 務者が 内の の第七条の十 各年 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する場合に (その翌年 ·九第四 . (T) |項の 月一 規定により 日 に指 定都 計算した第五 市 \mathcal{O} 区 域内 一項に に 住 規定する市 所を有した年に 町 村 民税 限る。 \mathcal{O} 沙控除· 以下この 余裕 お V

額)

を加算した額とする。

定する市町 規 以 額 定に 前三年内の各年 が当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額を超えるときは、 により 村民 計算 税 L の控除 の同 た額に当該超える部 項に規定する道 M 余裕額: は、 同条第四項の 分の 府県民税 額を・ の控除 加 算 規定にかかわらず、 した額とし、 余裕額は、 当該 同 条第四 当該前年以前三年内の各年 前 年 ·以前 項の 規定に 三年 内 0 か 各 か 年 わらず、 Ò 第 Ó 当該前年 五 国 同 項 税 に規 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ \tilde{O}

控除限度額の百分の十八に相当する額とする。

地 等 定地」を 規定する埋立 第二号中 規定する仮換地等」 第 五. (次項第三号に 十四条の三十四第一項第一号中「第七十三条の二第十項」を 「保留地予定地等」に、 「第七十三条の二第十一項」を 地等 (次項第四号において おい の下に「(以下この号及び次項第二号において 7 「保留: 地予定地等」という。)」 「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十二項」に改める。 「埋立地等」という。)」 「第七十三条の二第十二項」に、 に改め、 に改め、 「第七十三条の二第十一項」に改め、 「仮換地等」という。) 同 項第三号中 「保留: 同条第二項第三号中 地予定地」 埋立: 地 等」 を を加え、 保 を 「保留 留 同 地 予定 地予 同項 項 E

第五十九条及び第六十条を削る。

第五

一十六条の四十

· の 二 中

(平成十四年法律第九十九号) 」

を削る。

字句 まで並 中 ぞれ」を加え、 る 項の項中 附 っに は、」 に改め、 則第四条第六項中「前年の」を は、 び に附則第十八条の七 「第七条の十九第七項」を の下に を 「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、 っに 「にそれぞれ読み替えるもの」 「それぞれ」 お け Ś に改 及び第十八条の七の二にお を加え、 め、 「第七条の十九第九項」 「当該年度の初日の属する年の前年 一 上 「にそれぞれ読み替えるもの」 欄 に掲 を削 げ Ź り、 同項 į١ 0) 下に て に改め、 の表第四十八条の 前 規定 年 同条第二十項中「には、 という。) \bigcirc を削 適用については、 (以下この条から附則第十八条の六 り、 九 \bigcirc 同 の二第八項 「字句は、」 項の表第七条 に改 これ め $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 の 下 に 5 同 中 を \bigcirc \mathcal{O} 条第十二項 + 「第四· に ·九第七 「それ お 十 け

項中 いて 同 「字句は、」 項 附 は、 則第四 の表第七条の十九第七項の項中 「には、 これらの」を、 条 の下に「それぞれ」 の二第十一 を 「における」 項中 「字句は、」 に に改め、 を加え、 は、 「第七条の十九第七項」 の下に「それぞれ」を加え、 を 上 「におけ 「にそれぞれ読み替えるもの」 欄に掲げる」 Ś に改 の 下 に を「第七条の十九第九項」に改め、 め、 「規定の適用については、 Ī 「にそれぞれ読み替えるもの」 欄に掲げる」 を削り、 の 下 に 同項の表第四十八条の九 これら 「規定 同条第十九 \mathcal{O} を削り 適 Ď 用 り、 を、 に . つ

八条

0)

九

の二第二

八項」

を

「第四

+

八

条の

九

の二第十

項

に改

8

の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附則第四条の六中「同年」を「前年」に改める。

附 則第六条 \mathcal{O} 九 0 見出 L 中 犯 則 取 締 ŋ を 「犯則 事 件の 調査及び処分」 に改め、 同 条中 「当分 7の間、

を削 り、 ついては」 の 下 に 当分の間、 第六条の二十二の二から第六条の二十二の十三までの規定にか

か わらず」を加え、 「国税犯則取締法施行規則」を「国税通則法施行令第十章」に改める。

附 則第十八条の四第四項中 「又はその写し」を「若しくはその写し又は当該特定 口座年間取引報告書に記

載すべき事項を記録 した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同 条第一 項に

規定する電 磁 的 記 録 印 刷 書 面 に改め、 「特定 口 座年 間 取 引報告書等 0 を削 る。

附 則第十 八 条 \mathcal{O} 五第十二項中 に は、 _ を に おける」 に改め、 Ī 欄 に 掲げる」 の 下 に 「規定 の適 用 に

ついては、これらの」を、 「字句は、」 の下に「それぞれ」を加え、 「にそれぞれ読み替えるもの」 を削 ŋ

同 項の 表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、 同 条第二

十六 項中 「には、 _ を 「における」に改め、 「上欄に掲げる」 の 下 に 「規定の適用につい ては、 これ らのし

を、 「字句は、」 の下に「それぞれ」を加え、 「にそれぞれ読み替えるもの」 を削り、 同項の表第四十八条

の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

を、 0) 十三項中「には、」を「における」に改め、 九 *(*) 附 同 ては、 項の 則第十八条の六第十六項中 の二第八項 「字句は、」 表第七条の十九第七項の項中「第七 これらの」 の項中 の下に「それぞれ」を加え、 を、 「第四十八条の九 字句 「には、 は、 _ の二第八項」を 0) 下に を 条の十九第七項」を「第七条の 「にお 「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」 「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、 「それぞれ」 ける」 「第四十八条の九の二第十項」 に改め、 を加え、 上 「にそれぞれ読 欄に掲げる」の下に 十九第九項」 み替えるも に改める。 同項の表第四十八条 に 改め、 「規定 \mathcal{O} 同 の適用に 条第三 を 削 V)

 \mathcal{O} を、 十七 り、 に 九 附 項 中 の二第八項の項中 ** \ 則第 同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」 「字句は、」 ては、 十八 「には、」 これら 条 Oの下に「それぞれ」を加え、 七 Ó <u>の</u> 二 を「における」に改め、 「第四十八条の九の二第八項」を 第八 を、 · 項 中 字 句 に は、 は、 __ の 下 に を 「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これ 「にそれぞれ読み替えるもの」 に 「それぞれ」 お け Ś 「第四十八条の九の二第十項」 に改め、 を加え、 上 に 欄 に掲げ それぞれ読み替える を削 げる」 り、 に改める。 同項 0 下 に に改め、 の表第四十八条 規定 ŧ \bigcirc らの 同 \mathcal{O} · 条 第 を削 適用

附 則

(施行期日)

第 条 この 政 合は、 平成三十年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定

める日から施行する。

第七条の十九の改正規定 (同条第七項に係る部分 (同項を同条第九項とする部分を除く。) に限る。

及び第四十八条の九の二の改正規定 (同条第八項に係る部分 (同項を同条第十項とする部分を除く。

に限る。 並びに次条第三項及び第九項並びに附則第五条第二項及び第三項の規定 公布 \mathcal{O} 日

第七条の改正 規定、 第七条の二第二項 \mathcal{O} 改正! 規定 (「控除 対象配 [偶者] を 同 生計 配 偶 者 に 改め

る部分に限る。 第七条の三 一第二 項、 第七条の三の三、 第七条の 五第三項、 第七 条の 第 二項 及び

第七 条の十六の改正規定、 第七条の十九 の改正規定 (同条第三項に係る部分及び同条第七項に係る部分

(同 項を同条第九項とする部分を除く。) を除く。)、 第四十六条の改正規定、 第四十六条の二第二項

の改正 規定 (「控除対象配偶者」 を 同 一生計 配 [偶者] に改める部分に限る。) 第四 1十六条 の 二 の 二

第二 項、 第四十六条の三、 第四十七条の三第一 号、 第四十八条の六第二項及び第四十八条の七第五 項の

改正規定並びに第四十八条の九の二の改正規定 (前号に掲げる改正規定を除く。) 並びに附則第四条第

十二項及び第二十項、 第四条の二第十一 項及び第十 -九項、 第十八条の五第十二項及び第二十六項 第十

二項 並びに附則第五条第一項及び第六条の規定 平成三十一年一月一 日

八条の六第十六項及び第三十三項並

びに第十

-八条の

七

の二第

八項

及び第十七項

の改正規定並びに次

条第

附則第十八条の四第四項の改正規定及び次条第八項の規定 平成三十二年一月一日

(道府県民税に関する経過措置

三

第二条 こ の 政令 の施行 0 日 (第四 「項から第六項までにおいて「施行日」という。) から前条第二号に掲げ

る規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 の前 日 までの 間 に おけるこの 政令に よる改正後 の 地 方税法施. 行令 (以 下 「新令」 という

第七 条の +九第三 項 \mathcal{O} 規定 0 適用については、 同 項中 「以下この条及び次条」 とあるのは、 「次条第

六項から第九項まで」とする。

2 新令第七条の十九第二項に規定する前年以前三年内の各年 (附則第五条第一項において 「前年以前三年

内 の各年」 という。 に平成二十八年以前の年が含まれる場合における新令第七条の十 九第五 項 、及び第六

項の 規定の適用 については、これらの規定中 「年に」 とあるのは、 「平成二十九年以後の年に」とする。

- 3 新令第七条の十九第九項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、
- 平成二十八年度分まで 0 個 人の道 府県民税については、 なお 従 前 0 例による。
- 4 新令第八条第六項及び 第七項 の規定 は、 施行 日 以 後に 地 方自 治法 (昭和二十二年法律第六十七号)
- 百 五十二条の十 九第一項の市 (以下この 項から第六項までにおいて 「指定都市」という。) 以外 の市 町村
- の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となった場合における市町村が 地方税法第四 +
- 条 第三項の規定により都道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額について適

用する。

- 5 町 村 新令第八条第八項及び第九 \mathcal{O} 区 域 の全部 又は一 部となっ 項 の規定 た場合における は、 施行 日後に指定都市 市 町 |村が 地方 の区域 税法第四 の全部又は 十二条第三項 部 0 が 指 規定により ;定都: 市 以外 都 道府 の市
- 県に払い込むべき個 人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額について適用する。
- 6 市 町村が平成三十年四月から平成三十五年三月までの各月において地方税法第四十二条第三項の規 定に

ょ

り

都

道

府県に払

** \

込むべい

、 き個·

人の道府県民税に係る地

方団

一体の徴収

金

のうち、

特定滞

納道府

県民

税

に係

る地 方団: 体 :の徴収: 金 (賦 課期 日 現在に お ζ) 、て施力 行時 指定都市の 区域 (施行日の 前 日 に お ける指定都 市 の 区

域のうち、 施行日において引き続き指定都市の区域である区域をいう。 第一号及び第二号において同じ。

人)に住所を有した納税義務者に対して平成二十九年度以前の年度の収入となるべきものとして課され の道 府県民税に係る 地方団体 :の徴収ヘ 金をいう。 以 下この項及び次項にお いて同じ。 0) 額は、 新 令 第八 た個

条第一項から第五項までの 規定にかかわらず、 第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算

定した額とする。 ただし、 同条第六項又は第八項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地 方団

体の徴収金の額については、この限りでない。

当該各月 の前 月中に納付又は納入の あった特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金と特定滞 納市

町 村 民税に係 る 地 方団 体 \mathcal{O} 徴 収 金 (賦 課 期 日現 在 に お į١ て施 行 時 指 定都市 \mathcal{O} 区 域 E 住 . 所 を有り L た納 税 義

務者に対 して平成二十 九年度以前 の年度の収入となるべきものとして課された個 「人 の· 市 一町村民 税 に係る

地方 団体の徴収金をいう。 次項において同じ。)との合算額 (督促手数料及び滞納処分費を除く。)

平成三十年三月三十一日現在において算定した施行時指定都市の区域の属した指定都市の平成二十九

年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額と同年度の収入額となるべき個人の市 町村

民税の課税額の合計額との割合

7 都道府県が平成三十年四月から平成三十五年三月までの各月において地方税法第四十八条第六項 (同 条

第八項にお いて準 用する場合を含む。) 0) 規定により 市 町 村に払 1 込 む ベ き個 人の市 町 村 民 2税に係る る 地 方

寸 体 () () 徴 収 金 のうち、 特定 滞 納 市 町 村民税 に係 る地 方団 体 \mathcal{O} 徴 収 金 0) 額 は、 新令 第八 条第十項 \mathcal{O} 規 定 に か

カン わらず、 当該: 特 定滞 納道 府県民税に係る地方 団体 \mathcal{O} 徴収金及び特定滞 納市町村民税に係 る地・ 方 寸 体 \mathcal{O} 徴

収 金を仮に当該市 町村が 徴収して都道府県に払 い込むものとした場合において前項第二号に掲げる割合に

ょ り算定した額とする。 ただし、 同条第六項又は第八項の規定の適用を受ける特定滞納市 町村民税に係る

地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

8 新令 附 則第 + 八 条の 兀 第四 項 の規定 は、 平成三十二年度以後の年度分の 個人の道 府 県民 一税に つい て適用

平 成三十一 年度分までの 個 人 への道 府県民税に つい 、ては、 なお 従前 0 例 によ る。

9 前条第一号に掲げる規定の施行の日 から同条第二号に掲げる規定の 施 行の 日 \mathcal{O} 前 日 までの間にお ける第

三項の規定の適用については、 同項中 「第七条の十九第九項」とあるのは、 「第七条の十九第七項」とす

る。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第三条 新令第三十九条の十一(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、 地方税法及び航空

第二条 の規定による改正前 \mathcal{O} 地 方 税法 (次条にお Į, · _ 一旧 法 という。 に お *(* \ て準 用す る所に 得 税法

(平成二十九年法律第二号。

以下この条にお

いて

「改正

法

という

機

燃料

譲与税法

 \mathcal{O}

一部を改正する法律

等 <u>の</u> 一 部を改正する等の法律 (平成二十九年法律第四号。 次条第一項に おいて 「所得税法等改正 法 とい

う。 第十条の規定による廃止前の国 税犯則取締法 (明治三十三年法律第六十七号。 次条において 「廃止

前 国税犯則取締法」という。) 第十四条第一項の規定による通告処分は、 改正法第二条の規定による改正

後 \mathcal{O} 地方税法 (次条において 「新法」 という。) 第二十二条の二十八第一 項の規定による通告処分とみな

す。

(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 新令第四十三条の七 (第二号ニに係る部分に限る。)、 第四十三条の九 (第六号に係る部分に限る

及び第四十三条の十五第十五項 (第三号に係る部分に限る。) の規定の適用については、 廃止前[国税

犯則取 締 法第十四 [条第 項の規定による通告処分は所得税法等改正法第八条の規定による改正 後 \mathcal{O} 玉 税 通

則法 (昭和三十七年法律第六十六号) 第百五十七条第一項の規定による通告処分と、 旧法にお いて準 申す

る廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は新法第二十二条の二十八第一項の規定に

よる通告処分とみなす。

2 新令第四十三条の八 (第十二号に係る部分に限る。)、 第四十三条の十 (第十一号に係る部分に限

及び第四十三条の十二(第十一号に係る部分に限る。) の規定の適用については、 旧法第百四十四 条の

五十四において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、 新法第二十二条

の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

(市町村民税に関する経過措置)

第五 条 前年以前三年内の各年に平成二十八年以前の年が含まれる場合における新令第四十八条の九の二第

六 項及び第七項の規定の適用については、 これらの規定中 「年に」とあるのは、 「平成二十九年以後 の年

に」とする。

2 新令第四十八条の九の二第十項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適

用 平成二十八年度分までの個 人の市 町村民税については、 なお従前 \mathcal{O} 例による。

3 附則第一 条第一 号に掲げる規定 の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日 の前日までの間 にお

ける前項の規定の適用については、 同項中「第四十八条の九の二第十項」とあるのは、 「第四十八条の九

の二第八項」とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の

一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「第二十三条第一項第八号」を「第二十三条第一項第九号」に改める。

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第七条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条中地方税法施行令第五十九条の改正規定を削る。

附則第一条第四号の三中「及び第五十九条」を削る。

理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、 地方税に関する犯則事件の

調査及び処分に関する細目を定めるとともに、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の 見直 し並 びに

の個人住民税の税源移譲に対応した所要

の規定の整備を行う等の必要があるからである。

県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市へ